

## 住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。  
なお、各証明書の申請には、押印は不要となりました。

証明書の種類	窓口に来る人	委任状	本人確認書類
住民票	本人	不要	要
	同一世帯員 <sup>(※1)</sup>		
	別世帯の代理人	要	
戸籍の謄本等	本人	不要	
	配偶者・直系血族 <sup>(※2)</sup>		
	配偶者・直系血族以外の代理人	要	
印鑑登録証明書	本人または本人以外の代理人(印鑑登録証(緑の手帳)が必要です)	不要	

※1 同一世帯員…世帯分離をしている方は対象となりません。

※2 直系血族…本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。戸籍にかかる書類でも、本人でないと交付できないものがあります。(例：身分証明書)

### ●本人確認書類

請求者等	本人確認書類					
1点で足りるもの (国もしくは地方公共団体の機関が発行した写真入り身分証明書)	運転免許証 パスポート 個人番号カード(マイナンバーカード) 外国人登録証明書 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書					
2点必要となるもの	①に掲げるものおよび②に掲げるもの各1点 ②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点					
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>写真のない書類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険、健康保険、船員保険、もしくは介護保険の被保険者証</li> <li>共済年金もしくは恩給の証書</li> <li>国民年金、厚生年金保険、もしくは船員保険に係る年金証書</li> <li>共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し)</li> <li>戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>写真入り書類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生証 ・法人が発行した身分証明書</li> <li>国もしくは地方公共団体が発行した資格証明書</li> </ul> </td> </tr> </table>	①	写真のない書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険、健康保険、船員保険、もしくは介護保険の被保険者証</li> <li>共済年金もしくは恩給の証書</li> <li>国民年金、厚生年金保険、もしくは船員保険に係る年金証書</li> <li>共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し)</li> <li>戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書</li> </ul>	②	写真入り書類
①	写真のない書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険、健康保険、船員保険、もしくは介護保険の被保険者証</li> <li>共済年金もしくは恩給の証書</li> <li>国民年金、厚生年金保険、もしくは船員保険に係る年金証書</li> <li>共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し)</li> <li>戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書</li> </ul>				
②	写真入り書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生証 ・法人が発行した身分証明書</li> <li>国もしくは地方公共団体が発行した資格証明書</li> </ul>				

### ●「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

**申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。(「委任状」は高山村役場住民課窓口にあります)**

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課(☎0279-63-2111:内線67)にお問い合わせください。

## 住民課の窓口業務について

住民課窓口では、以下の時間帯は当番制で対応しております。  
ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 【時間帯】

12:00~13:00

### 【体制】

職員 1名(当番制)

### 【対応できる業務】

- 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の各種証明書発行
- 戸籍の届出(死亡届、出生届、婚姻届等)
- 上毛高原駅、渋川駅の駐車場予約

※上記以外の業務については、事前にご相談をいただいた方のみ対応いたします。



《このページのお問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線66、67)

## 令和8年度 村税等の納期について

令和8年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

また、年度の途中でも口座振替の申込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡してください。

令和8年度村税等納期一覧表

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税	税務会計課				1期		2期		3期			4期		
固定資産税	税務会計課			1期		2期			3期			4期		
軽自動車税	税務会計課	全期												
国民健康保険税	税務会計課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
介護保険料	住民課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
後期高齢者医療保険料	住民課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
霊園管理料	住民課		全期											
上下水道使用料	建設課		3・4月分			5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分		1・2月分
村営住宅使用料	建設課		毎月											
納期限 (振替日)			令和8年 4月30日 (木)	令和8年 6月1日 (月)	令和8年 6月30日 (火)	令和8年 7月31日 (金)	令和8年 8月31日 (月)	令和8年 9月30日 (水)	令和8年 11月2日 (月)	令和8年 11月30日 (月)	令和8年 12月25日 (金)	令和9年 2月1日 (月)	令和9年 3月1日 (月)	令和9年 3月31日 (水)

注意) 給料または年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせください。[☎0279-63-2111]

### 口座振替による軽自動車税 納税証明書の送付廃止について

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の導入・運用拡大に伴い、車検時の納税確認がオンライン化されたため、車検を要するすべての車種において、窓口での納税証明書提示が原則不要となりました。そのため、**村では、令和8年度より口座振替で軽自動車税を納付された方への「納税証明書(継続検査用)」の送付を廃止**します。

#### ●注意が必要なケース(納税証明書が必要となる場合)

以下の状況では、オンラインで納付情報が確認できないため、紙の証明書が必要になることがあります。

- 納付直後の車検：納付データが反映されるまで数日から1週間程度かかります。お急ぎの場合は、高山村役場税務会計課にて納付書払いにて納税証明書を発行します。(※口座振替の方は二重納付となりますが、後日還付いたします。)
- 過去の未納：対象車種に過去分の未納がある場合。
- 転入、名義変更直後：高山村で当該年度の課税がない、または名義変更直後の場合。

#### ●納税証明書が必要な際の手続き(口座振替利用者)

紙の納税証明書が必要な場合は、高山村役場税務会計課窓口で証明書の発行申請を行ってください。

#### <必要書類>

- ・軽自動車税の振替が確認できる記帳済みの通帳
- ・車検証
- ・本人確認書類(運転免許証等)

### 軽自動車税の減免申請について

令和8年度の軽自動車税の減免を申請される方は、次の書類をお持ちのうえ、高山村役場 税務会計課へお越しください。

- 減免を希望される軽自動車の「自動車検査証」
- 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「戦傷病者手帳」のいずれか1つ
- 「自立支援医療受給者証(精神通院)」※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみ必要です。
- 運転する方の「運転免許証」
- 「生計同一証明書」(身体障害者等と生計を一にする方が運転または軽自動車を所有する場合で、身体障害者等と住民票登録上の世帯が分離している場合にのみ必要となります。)  
※生計同一証明書は高山村役場 保健みらい課で申請および交付いたしますので、申請者の印鑑、健康保険証(被扶養者証)、源泉徴収票、確定申告書、送金関係書類等をお持ちのうえ、申請してください。

**申請期間は4月3日(金)から4月23日(木)までです。**申請期間を過ぎますと、減免を受けられない場合がございます。また、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けられませんのでご注意ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 軽自動車税担当 ☎0279-63-2111(内線32)

## 国民健康保険の切替手続きはお済みですか？

国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)、または社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)は、**切替手続きが必要**です。

手続きの際には、下記のものをお持ちのうえ、高山村役場住民課までお願いします。

### <国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)>

- 新しく加入した社会保険等の資格確認書または資格情報のお知らせ
- ※届け出が遅れると、社会保険等へ加入していても国民健康保険税が請求されてしまいます。また、国保で受診してしまった場合は、国保分の医療費を返還していただきます。
- ※後期高齢者医療制度へ移行する場合には、手続きは必要ありません。
- ※資格喪失の手続きは、右の二次元コードからでもできます。



### <社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)>

- 勤務先の健康保険の資格の喪失が確認できる書類(社会保険離脱証明書、資格喪失証明書等)の原本
- ※届け出が遅れると、国民健康保険税を加入の月までさかのぼって請求します。(最大3年間のさかのぼります。)

《お問い合わせ先》

高山村役場 住民課

☎0279-63-2111(内線61)

## 農林業に関する村の補助事業について

高山村で行っている農林業関係の補助事業をご紹介します。

ご興味のある方、ご不明点のある方は役場農林課までお問い合わせください。

### 高山村収入保険加入促進助成金

対象者：村内に住所を有する者、全国農業共済組合連合会との間に収入保険関係を成立させた者、村税等の滞納が無い者  
補助率：掛け捨て保険料の50%以内(上限5万円)  
申請期間：令和9年1月29日まで

### 高山村有機農業推進事業補助金

対象者：村内に住所を有する者、有機JAS認定を受けた者、有機農産物の生産行程管理者である者、村税および使用料等の未納が無い者  
補助率：補助内容による  
申請期間：令和9年1月29日まで

### 高山村小規模土地改良事業補助金

対象者：農地の整備に係る工事を行う農業者  
補助率：事業費の50%以内  
1事業あたりの最低限度額→25,000円(5万円以上)  
1事業あたりの最高限度額→25万円(50万円まで)  
申請期間：令和9年1月29日まで

### 高山村農業振興事業補助金

対象者：村内に住所を有する者、組織および運営に関する規約が定められている農業者団体、村税および使用料等の未納が無い者  
補助率：農業機械等の購入資金補助→購入費の20%以内 他(事業内容による)  
申請期間：4月、7月、10月、12月

### 高山村パイプハウス貸付事業

対象者：村内に住所を有する者、今後10年以上主に出荷・販売を目的とする農作物の栽培に取り組む見込のある者、借受申請時に村税等の滞納が無い者  
補助率：資材購入費の40%  
申請期間：令和9年1月29日まで

### 農地をよくなる協働事業

対象者：施工対象となる農業施設を利用する者(受益者5名以上)  
補助率：作業に必要な機械の借上料や、資材の購入費に係る費用  
申請期間：令和9年1月29日まで

### 高山村6次産業推進事業補助金

対象者：村内に住所を有し、世帯員全員が村税および使用料等の未納が無い者。農業者団体構成員の世帯員全員についても同様  
補助率：経費の50%以内(上限300万円)  
申請期間：令和9年1月29日まで

### 高山村農作物被害(野生動物による)対策事業費補助金

対象者：村内で農業の目的に供される土地を有し、他に農作物の防護対策を目的とした補助金の交付を受けていない者(2戸以上)  
補助率：事業費の50%以内(上限50万円)  
申請期間：令和9年1月29日まで

### 薪ストーブ購入補助事業

対象者：村内に住所を有し居住している者、間伐材の処理や利用に努める者、薪ストーブを適正に維持管理できる者、村税および使用料等の滞納が無い者  
補助率：購入費の25%(上限10万円)  
申請期間：令和9年1月29日まで

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

## 高校生の保護者の皆さまへ

### ～高校生等就学費補助金について～

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

- **対象者** 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者
- **期間** 高等学校等を卒業するまでの間(3年間を限度とします)
- **金額** 月額 5,000円(新1年生のみ30,000円を追加補助します)
- **申請手続** 補助金交付申請書に必要事項を記入して、高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)を添付のうえ教育委員会に申請してください。  
※対象となる方には申請書を郵送します。  
※毎年申請が必要です。
- **申請期限** 4月30日(木)まで



《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

## 新築住宅・中古住宅を取得予定の方 高山村定住促進住宅取得費等補助金のおしらせ

村では、人口減少や少子化対策による定住促進として、村内に新築住宅または中古住宅(改修含む)を購入し、定住する若年層世帯の方を対象に補助金を支給します。申請を予定の方は、対象者や補助内容についてご確認ください。

**対象者** すべての要件を満たす必要があります。

- 若年層世帯(夫婦の合計年齢が90歳未満)
- 令和8年4月1日以降に契約または取得\*する住宅
- 補助金受給後、5年以上定住する意志のある世帯

最大で260万円の  
補助が受けられます



※ 契約または取得… 新築住宅、中古住宅の購入、実家を継承(相続・贈与)することをいいます

**補助内容** ①か②のどちらかが対象となります(中学生以下の子を扶養している場合は加算補助あり)

### ① 新築住宅

**対象:** 住宅に係る工事費\*  
が1,000万円以上  
**補助率:** 工事費の1/10  
**補助額:** 上限200万円  
※土地代・外構工事、他の補助金による対象経費は除く

### ② 中古住宅

**対象:** 土地代含む購入費が  
300万円以上  
**補助率:** 購入費の1/10  
**補助額:** 上限100万円  
※土地代は該当する住宅の敷地のみが対象

### 中古住宅の改修

**対象:** 購入した中古住宅の  
改修費\*が20万円以上  
**補助率:** 改修費の1/2  
**補助額:** 上限100万円  
※外構工事等は除く

### 加算補助(中学生以下の子を扶養している場合)

※子ども1人につき30万円(最大2人/60万円まで)

**申請期間** 契約の前に、交付申請を行ってください。

令和8年4月1日(水)～令和8年11月27日(金)まで

※事前に契約している場合は申請できませんのでご注意ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

## 高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

### ◎児童手当

#### ①支給対象者

高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

#### ②支給額(1人当たり月額)

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上高校生年代まで	10,000円	30,000円



※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。大学生年代の子については、監護相当の世話・保護および生活費の相当部分を負担している必要があります。

#### ③支給時期

偶数月に各前月までの2カ月分の手当を支給します。

#### ●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書の提出(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※認定請求に必要な添付書類

- ・手当振込先の通帳(請求者名義)

#### ●現況届

毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものですが、現況届の提出は原則不要となります。ただし、提出が必要な方には個別に通知します。

### ◎子育て世帯応援給付金支給事業

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とし子育て世帯応援給付金を支給します。

#### ●支給該当区分および支給額

- (1) 出生して2週間以内に村の住民基本台帳に登録された時 100,000円
- (2) 満4歳に達する日の属する年度の4月 100,000円
- (3) 小学校等に入学したとき 100,000円
- (4) 中学校等に入学したとき 100,000円



※令和7年4月1日までに出生した子どもは、「出産祝金支給事業」および「入学祝い金事業」が継続します。

### ◎妊婦支援給付金事業

妊娠している方およびそのお子さんに対する経済的支援を目的とし、国の「妊婦のための支援給付交付金事業」を活用し、「妊婦支援給付金」を支給します。

#### ①支給対象者

- (1) 妊娠の届出をした妊婦
- (2) 妊娠届出後、児を出産した産婦

#### ②支給額

- (1) 妊婦支援給付金(妊娠届出時)：5万円
- (2) 妊婦支援給付金(児の出産後)：5万円(出産したお子さんの人数×5万円)



### ◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、または保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

- ・虐待かもと思われる事
- ・育児での悩み事
- ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

### ◎こども家庭センター(保健福祉センター内 2階)

妊娠期から子育て期にわたるまで、お子さんが健やかに成長し、また保護者が安心して子育てが行えるように、「切れ目のない支援」を実施します。

母子手帳の交付、赤ちゃんを迎える準備の相談、産後の育児相談、お子さんの発達に関する相談、障がいをお持ちのお子さんの相談などを行っています。

初めての妊娠・出産で不安、他の子より発達が遅いような気がする、離乳食はこれでいいのか、子育てがづらい、子どもへの接し方がわからないなどのお悩みはひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

お子さんやご家庭での悩み事、児童虐待、ヤングケアラー、DVなどの相談もお受けしております。必要に応じて、教育委員会・学校・児童相談所など関係機関と連携し支援します。

### ◎各種保健事業

妊娠中から産後にかけて、お母さんおよびお子さんの体調を確認するため、県内病院での健康診査を実施しています(受診票発行による一部公費負担あり)。お子さんの出産後、保健センターでは発育・発達を確認する乳幼児健康診査および感染症からお子さんを守るための定期予防接種(県内病院へ委託)等を実施しています。

任意予防接種については、インフルエンザ(高校3年生相当の年齢までの方が対象)等の接種費用の補助を行っています。

また、不妊治療を受けた方の治療費の一部を助成しています。

### ◎子育て支援センター(保健福祉センター内 1階)

主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深めることなどができます。また、妊婦の方もご利用可能です。

費用は無料で子育ての悩みや不安などを相談することもできますのでご利用ください。

開設日は、祝日を除く毎週火曜日と木曜日の午前9時から正午までです。

《お問い合わせ先》

●高山村役場 保健みらい課(高山村保健福祉センター) ☎0279-63-1311  
●北部児童相談所 ☎0279-20-1010

## 行政相談開催日について

行政相談委員は都筑誠哉さんです。

行政相談では、

- 苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない。
- 国などの行政機関に苦情や意見・要望を言いたい。
- 手続きやサービスの制度や仕組みが分からない。

…などの相談に行政相談委員が応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

### ●令和8年度 行政相談開催日

開催日 月日(曜日)	開催時間		開設場所
	開始	終了	
4月9日(木)	午前 9時	午前 12時	役場 2階会議室
6月11日(木)			
8月13日(木)			
12月10日(木)			
2月18日(木)			

※10月は、行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員による合同相談会を開設する予定です。開催日程が決まりましたら改めてお知らせいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎0279-26-7942 (直通)

## 監査委員の選任について

3月10日、監査委員の辞任により、新たに山口英司さんが監査委員に選任されました。



## 喫茶すまいる ～みんなが笑顔になれる居場所～

高山村社会福祉協議会では、「喫茶すまいる」を開催いたします。

たまには、ひと息入れながら仲間とおしゃべりをしたり、悩みごとを共有したり、ボランティアをしたい方やボランティアを必要とする方、誰でも気軽に交流できる、心地よい居場所を心掛けています。皆さまのお越しを美味しいコーヒーと一緒にお待ちしております。

### ●開催日

令和8年 4月24日(金) 午後1:30～3:00  
5月29日(金) 〃  
6月26日(金) 〃

●場 所 交流施設 なごみ

●参加費 無料



※送迎をご希望される場合は、予約連絡をお願いします。

この事業につきましては、共同募金の配分金が充てられる予定です。

《お問い合わせ先》  
高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

## 高山村シルバー人材センター 利用料変更について

日頃より、村民皆さま方には「シルバー人材センター」をご利用いただき、まことにありがとうございます。

このたび、利用料の最低料金を990円から**1,070円に変更**させていただきます。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます

伐採作業	1,490円～
植木の手入れ	1,290円～
除草(機械使用・手作業)	1,090円～
除草剤散布・消毒	1,090円～
清掃お片付け	1,070円～
運搬・田畑・雑役等	1,090円～
その他	1,070円～

※機械等使用した場合材料費が別途かかります。(1時間300円～)

※上記金額のほか、事務費として10%を申し受けます。

《お申込み・お問い合わせ先》  
高山村シルバー人材センター  
☎0279-63-2075

## 高山村子育て支援センターについて



就学前のお子さん  
とその保護者、妊娠中  
の方を対象に交流の  
場を提供しています。

お気軽にお立ち寄  
りください。

- **場 所** 高山村保健福祉センター  
1階
- **開 設 日** 毎週火曜日と木曜日(祝日  
を除く)
- **開設時間** 午前9時から正午まで
- **費 用** 無料

☆ご利用にあたって…☆

- 入室後、出席簿に名前・利  
用時間等を記入し、荷物は  
ロッカーに置いてください。
- ミルク、おむつは、ご持参  
ください。

- ・出席カード ・おもちゃ遊び ・親子で季節の簡単な製作
- ・季節ごとのお楽しみ会(お菓子、おもちゃプレゼントなど) ・紙芝居
- ・絵本の読み聞かせ ・水遊び ・戸外遊び

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課(高山村保健福祉センター) ☎0279-63-1311

## 買い物支援事業のご案内

高山村社会福祉協議会では、毎月買い物支援事業を実施しております。日常的な買い物に困難を抱えている方、または地域交流を兼ねながら参加してみたい方、ぜひご利用くださいますよう、お知らせいたします。

### ● 期日・方面

令和8年

4月6日(月) 中之条町(ヤオコー・マツキヨ)

5月11日(月) 沼田市(フレッセイ・セキチュー)

6月15日(月) 中之条町(ヤオコー・マツキヨ)

### ● 買い物時間 午後2時～3時頃まで

### ● 送 迎

送迎につきましては、ご自宅付近を予定しております。

### ● 参加対象者

① 日常の買い物で不自由をしている方

② 1人で車の乗降ができる方

③ 地域福祉事業に参加してみたい方

### ● 申込み

実施日の1週間前までにご連絡をお願いいたします。

### ● その他

① 参加希望者が多い場合には、事務局にて調整させていただきます場合がございます。

② 状況により、行き先変更や中止となる場合がございますが、ご了承ください。

③ エコバッグをお持ちの方は、ご持参ください。



この事業につきましては、  
共同募金の配分金が充てら  
れる予定です。



《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

## 〈高山村ガイドボランティアの会 企画〉 十二ヶ岳 カタクリ登山について

● **日 時** 令和8年4月26日(日)

● **集 合** 午前8時45分

道の駅「中山盆地」北側駐車場

● **出 発** 午前9時00分

● **定 員** 20名(定員になり次第受付を終了します)

● **用意するもの** 昼食・飲み物・登山靴・杖・鈴など

※誘導車を先頭に各自の車で登山口まで移動し、約2時間かけて頂上を目指します。

《お申込み・お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

## 高山村地域づくり支援事業について

地域の活性化や潤いのある住み良い村づくり実現のため、行政区・各種団体が実施する地域づくり事業の経費の一部を助成します。

### ● 補助金の対象

#### 〈環境整備活動〉

花いっぱい活動、環境美化活動、  
地域文化の継承に関する整備活動等

#### 〈地域活性化活動〉

世代交流事業、イベント等の開催等

詳細は、地域振興課までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)